

新型コロナウイルス感染症に関する 政府・自治体の主な支援策

(2021年7月13日時点)



I 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金【経済産業省】



対象	2021年4月以降の「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、対象月の売上高が対前年比（もしくは対前々年比）で50%以上減少している中堅・中小事業者
支給額	【法人】20万円以内／月 【個人事業者等】10万円以内／月 ※該当期間の売上額の減少具合により変動
申請時期・方法	【4月・5月分】8月15日まで 【6月分】8月31日まで 【7月分】8月1日～9月30日
問合せ	月次支援金事務局 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 (IP電話など)

※「II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給する飲食店は対象外。

※申請には、登録確認機関による事前確認手続きが必要です。当商工会議所では会員企業限定で、月次支援金の事前確認を行います。

詳細は当所Webサイトをご確認ください。

II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）【兵庫県】



	第5期		第6期
	緊急事態措置	まん延防止等重点措置	県による時短要請
要請期間	6月1日～20日	6月21日～7月11日	7月12日～31日（予定）
対象地域	兵庫県全域	神戸市など15市町 ※その他地域にも別途規制あり	神戸市など10市町 ※その他地域にも別途規制あり
対象施設	食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等・遊興施設・結婚式場		
対象者 支給要件	すべての要請期間において、時短営業（休業含む）をした事業者に対し、店舗単位で支給 ※業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止の取り組みを行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要		
要請する営業時間	午前5時～午後8時 ※酒類またはカラオケを提供する場合は 休業を要請	午前5時～午後8時 ※酒類の提供は平日の午前11時～午後7時 ※カラオケ設備の使用は自粛を要請	午前5時～午後8時30分 ※酒類の提供は午前11時～午後7時30分 ※カラオケ設備の使用は自粛を要請
支給額	1日あたり4～20万円×時短営業日数 (1店舗あたり) ※規模・売上高の減少額に応じて単価決定	1日あたり3～20万円×時短営業日数 (1店舗あたり) ※規模・売上高の減少額に応じて単価決定	1日あたり2.5～20万円×時短営業日数 (1店舗あたり) ※規模・売上高の減少額に応じて単価決定
申請時期	【第5期】8月31日まで 【第6期】調整中		
申請方法	郵送・電子申請		
問合せ	兵庫県時短協力金コールセンター ☎078-361-2501		

III 兵庫県酒類販売事業者支援金【兵庫県】



対象	2021年3月31日以前に開業し、以下の要件を満たす兵庫県内に本店を有する中小事業者 (1) 知事の要請を受けて休業または時短営業をし酒類の提供を停止する飲食店と取引のある、一般酒類小売業免許または通信販売酒類小売業免許を有する酒類販売事業者である (2) 飲食店の休業や時短営業等の影響を受け、2021年4月、5月または6月の売上が、前年（もしくは前々年）同月比で30%以上50%未満減少している (3) 2021年4月、5月または6月を対象期間とする「I 月次支援金」「II 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」などの支給対象となっていない ※その他詳細な要件は、兵庫県Webサイト等をご確認ください
支給額	【法人】(4月)4万円以内 (5月)20万円以内 (6月)13.3万円以内 【個人】(4月)2万円以内 (5月)10万円以内 (6月)6.6万円以内
申請時期・方法	8月20日までに必要書類を郵送 ※予算に達し次第終了
問合せ	酒類販売事業者支援金事務局 ☎078-362-9893 (酒販組合への加盟の有無をお申し出ください)

IV 家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）【神戸市】

対象	以下の(1)(2)いずれかの条件を満たす神戸市内の中小事業者 (1) 飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けており、2021年1～6月の売上が、 ①1カ月で前年（もしくは前々年）の同月比で50%以上減少している（一時支援金・月次支援金受給者）、または ②連続する3カ月の合計が前年（もしくは前々年）の同期比で30%以上減少している (2) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給し、2021年1月～6月の売上と協力金の合計が ①1カ月で前年（もしくは前々年）の同月比で50%以上減少している、または ②連続する3カ月の合計が前年（もしくは前々年）の同期比で30%以上減少している
対象物件	神戸市内で事業のために2021年1月～6月に賃借している建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など）
支給額	家賃1カ月分の1/2（1事業者あたり、最大50万円）
申請時期・方法	当初制度から拡充した対象は、7月下旬より受付予定 ※既に受給済みの事業者の再度受給は不可
問合せ	神戸市家賃サポート緊急一時金コールセンター ☎078-600-2271

※対象期間や売上減少等の要件が当初制度から拡充されました。詳細は、神戸市Webサイトでご確認ください。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」（7月8日現在）等を参照の上、下記情報は作成しています。随時更新される最新情報や、各支援策の詳細は、ホームページをご確認ください。 <https://corona.go.jp/action/>



〈雇用を守る〉

雇用を維持したい	雇用調整助成金の 特例措置	一定要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成（日額最大15,000円/人） ※9月末（予定）まで特例措置が延長され、さらに、著しく業況が厳しい事業主や、緊急事態措置区域等の時短要請に協力する事業主は、業況特例・地域特例の対象となる	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス 感染症対応 休業支援金・給付金	一定要件を満たす場合、中小企業で働く従業員（パート・アルバイト含む）に対して、日額最大11,000円/人を支給 ※9月末（予定）まで申請対象期間が延長され、緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例を追加	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

〈事業を守る〉

新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを中小企業は最大2/3、中堅企業は最大1/2補助 ※売上減少率により補助率の引上げあり	事業再構築補助金事務局 ☎0570-012-088 ☎03-4216-4080 (IP電話)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金	小規模事業者に一般型では最大50万円まで2/3補助 低感染リスク型ビジネス枠では最大100万円まで3/4補助	小規模事業者持続化補助金事務局（一般型）☎03-6747-4602 （低感染リスク型）☎03-6731-9325
ITツール導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を上限450万円まで最大2/3補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入を支援するテレワーク対応類型は最大150万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424